

三 条 民 商

三条民主商工会
 三条市興野 2-16-29
 TEL32-2710
 FAX32-2718
 2020年8月10日
 2430回

加茂市事業継続給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している事業者には、加茂市が減収分を支給します。対象は、今年1月から7月の売上で、昨年と比較して30%以上50%未満減少している事業者。青色申告は月ごとの比較、白色申告は昨年の月平均との比較で考えます。

支給額の計算は国の持続化給付金と同じです。減収した月の売上を12倍し、昨年1年間の売上から引いた差額。上限は50万円（千円未満切り捨て）。

申請は、必要書類等を揃えて市役所窓口に行くか、または郵送でも受け付けるとのことです。

◆必要書類等

- ① 加茂市事業継続給付金支給申請書件実績報告書
- ② 対象月の事業収入額算出表
- ③ 加茂市事業継続給付金申請に関する誓約書
- ④ 昨年の確定申告書類の写し
- ⑤ 今年1月から7月までの事業収入がわかる帳簿などの写し
- ⑥ 振込先口座の預金通帳の写し

加茂市の給付金を受給した後に、国の持続化給付金を受給した場合は、加茂市に給付金を返還してもらうことになりません。

問い合わせ先は加茂市の商工観光課です。

必要書類等の①～③は加茂市ホームページにあります。民商事務所でも用意しています。利用を検討してみませんか？

民商事務所のお盆休みは13日(木)～16日(日)
 何かありましたら役員までご連絡ください。

事業継続のために 持続化給付金を 利用しましょう！

申請に必要な書類は

- ① 2019年の確定申告書控
- ② 2020年の月別売上がわかる書類
- ③ 本人確認書類（免許証など）
- ④ 通帳
- ※⑤ 青色申告のみ決算書

民商事務所では申請サポートを行っております。
 希望する方は事前予約をお願いします。

8月20日(木)午後6時より
 8月21日(金)午後6時より 各回3名

今月の法律相談

とき・・・8月25日(火)午後2時
 ところ・・・民商事務所

工藤和雄 顧問弁護士による法律相談を行います。
 希望される方は民商事務所までご連絡ください。

記帳会のご案内

とき・・・8月22日(土)9時半
 ところ・・・民商事務所

顧問税理士の坂井健一さんが来られます。
 仕訳や納税について聞きたいことはありませんか？

電話対応あり。
 お茶出しあり。
 更衣室なし。トイレは
 和式水洗です。

☆事務局員募集☆

勤務 / 9時～17時 ※定時後の会議への出席、休日出勤、残業あり
 休日 / 産業カレンダー
 待遇 / 社保完備、各種手当あり、月給制、試用期間あり3ヶ月(145,000円)
 その他 / 毎週の新聞配達にクルマ持ち出しできる方
 エクセル、ワードなど文字入力や簡単な関数を使える方

☆パート従業員同時募集☆

勤務 / 月曜～金曜・9時～15時
 待遇 / 時給900円 社保完備、各種手当あり
 その他 / 主に労働保険事務を担当してもらいます

応募には履歴書と職務経歴書を郵送してください。
 後日、こちらから面接日ご連絡します。

担当 / カワチ e-mail: s-minsyo@amber.plala.or.jp

小豆島の手延べやうめん販売中！

今年は梅雨明けが遅かったせいで
 密さまの気持ちはまだやうめんに
 向いていらないかも！

例年どおり1.5kg入を税込
 2,000円にて販売しています。

衆生の隣にぜひお買求めください。

